

2017年度 活動の総括

この1年間、幹事会を9回開催し、「会」の継続的な運営と要求前進をめざして、論議を重ねるとともに、厚労省交渉などにとりくみました。しかし、障害年金関連の相談も少なくなってきたおり、幹事会のたびに、無年金障害者の実態はどうなっているのか、「無年金障害者を無くす」という目標実現のため「会」として何をすべきか、が常に問われた1年でした。

1. 障全協幹事団体として年5回の幹事会に出席すると共に、4月(総会の翌日)と11月(全国集会の翌日)の2回、厚労省・年金局交渉に参加し、無年金障害者の救済と新たな無年金障害者を生み出さないための障害年金制度の改善を要求しました。また、JD(日本障害者協議会)にも会から幹事が出席しました。

国会では「無年金障害者議連」の活動は停止状態にあり、国会議員への働きかけは今年度もほとんど行うことができず、課題を残しました。

2. 厚労省交渉において、今年度も「特別障害給付金についての付帯決議」にある支給対象者の拡大を求めましたが、最高裁での「違憲性がない」との判決などを理由として、新たな支給対象者の拡大は困難な状態にあります。また無年金障害者の実態調査については、不十分ながらも厚労省によってサンプル調査が実施され、その調査結果では「障害年金の制度を知らなかった」ため受給していない人が、身体障害者で50%、知的障害者で54%を占めている事が分かりました。また、「制度を知らなかった」102人に「障害年金の勧奨」を行った結果27人(26.5%)が障害年金を受給出来た事も分かりました。その上で、無年金障害者のさらに詳しい実態を明らかにするための本格的な調査を要求しています。

3. 障害年金判定の地域格差の解消を名目にして、各地方で実施していた裁定を中央でまとめて実施するとともに、知的・精神障害における判定の「ガイドライン」を作成して2016年9月より運用を開始して1年半が経過しました。そこで現時点でどのように変化したのか、中間的にでも状況を報告するよう求めましたが、厚労省は実施3年後に中間的な総括をしたいとして現在の状況について明らかにしていません。

4. 中高生など若年者に対する年金教育と障害年金制度の周知について、いっそうの充実を要求してきました。まだまだ十分とはいえませんが、年金教育の拡充や保険料免除制度の案内の改善が図られるようになりました。

5. ホームページを作成し、行事の案内等その都度更新を行い、ホームページを見られた方から問い合わせや年金相談などがありましたが、さらに充実させなければなりません。

6. 年金をめぐる情勢や厚労省交渉の内容を伝えるため、2017年度は3回のニュース発行を行いました。定期的な発行を目指すとともに内容の改善・充実に引き続きとりくむことが必要です。

7. 今年度は9月10日に「年金110番」を実施しました。14人の弁護士・社労士・幹事が参加して態勢を作りましたが相談は5件でした。年金を受給出来ず困っている多くの障害者の相談にのる事が出来るよう「無年金障害者の会」の活動をより多くの方に知っていただ

くための工夫についてさらに論議を行う必要があります。

8. 会の活動や運動の広がりが不十分な中、会員(会費納入)が減少傾向にあり、ここ数年課題を残したままの状況が続いています。

9. 会員の実情や要求を把握する必要性と共に、多くの高齢無年金障害者の「貧困」が大きな課題となっています。本日の総会の「記念講演」はここに焦点を当てて学習し、今後の活動に活かしていきたいと考えています。